

デジタル推進委員の取組



デジタル推進委員は、デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートなどを行うことで、社会全体として、デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境を作っていくための取組です。

都道府県電機（器）商業（工）組合
理事長様（BCCにて失礼致します）
地区協議会 青年部代表様
事務局様

お世話様でございます。

去る6月22日「全国電機商業組合連合会令和5年度 基本方針」の一つとして、「デジタル推進よびかけ員」登録が、理事会にて承認「総会にて決議」頂きました。つきましては、各商組様から多くの方々にご登録頂きたくデジタル庁の配慮もいただき簡単に登録が出来るようになっております。

今回は、身分証明書の代わりに「スマートライフコンシェルジュ各コース認定カード（写真付き）」での登録も認められましたので、是非ご登録をお願い致します。

各地区青年部代表の方々も登録を頂き、各商組青年部員の方々にもご案内頂きます様、重ねてお願い致します。

この件のお問い合わせは：中村&齋藤まで

概要

デジタル社会の利便性を誰もが享受できる環境を作っていくため、既に国、地方公共団体、各種団体等が行っているデジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する事業や取組とも連携し、これらの事業や取組に携わる方を横断的にデジタル推進委員またはデジタル推進よびかけ員と位置付け、幅広く国民運動として展開していくことを目指し令和4年度にスタートしました。

今後、マイナンバーカードの活用をはじめとする各種取組等の利便性を周知し、広く国民に普及していくことを目指します。



デジタル推進委員とは

デジタル推進委員は、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対し、講習会等で以下に関する事項について教える、又は利用のサポートを行う方です。

デジタル推進委員が教える・サポートする事項

1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法
2. 各地で実装されているデジタルサービスの利用方法
3. デジタル機器・サービスの利用方法

募集対象及び要件

以下のいずれかに該当する方

1. 募集要項（別表1）に示す国が実施する事業において、デジタル機器・サービスの利用方法等を教える取組のほか、それらの利活用をサポートする取組を行う方
2. 募集要項（別表2）に示す団体等に所属する方であって、デジタル推進委員が教える・サポートする事項1のほか、任意で2及び3について教える、又は利用のサポートを行う方で、かつ、デジタル庁が指定する動画等のコンテンツを視聴した方
3. 地方公共団体が実施又は協力する事業において、活動を行う者のうち、デジタル推進委員が教える・サポートする事項1のほか、任意で2及び3について教える、又は利用のサポートを行う方
4. その他必要に応じてデジタル庁が認める方

求める活動

デジタル推進委員の応募の要件に該当する国の事業や、従来から地域で活動されている教える取組等において、活動いただくことを想定しています。

● デジタル推進よびかけ員とは

講習会等への参加を広く呼び掛ける等、身近にいるデジタル機器・サービスに不慣れな方に対して周知を行う方です。

↑

● 募集対象及び要件



1. 募集要項（別表2）に示す団体等に所属する方であって、地域でデジタル推進委員が関わる講習会・セミナー等への参加の呼び掛けを行う意欲がある方
2. その他必要に応じてデジタル庁が認める方

● 求める活動

デジタルに苦手意識を持った方が取り残されないよう、地域で開催される講習会・セミナー等への参加の呼び掛けを行うこと等を想定しています。

デジタル推進委員に任命されると

オープンバッジの付与

デジタル推進委員等には、デジタル庁からオープンバッジ（電子的な画像によるバッジ）を付与します。付与したオープンバッジはご自身の名刺やSNS等で利用できます。

- オープンバッジについて

デジタル推進委員の応募

募集要項の別表2に示す団体等に所属する方については、以下のフォームから応募してください。

- 応募フォーム（デジタル推進委員ポータル）

募集要項3. (1) ①に基づく国が実施する事業、募集要項3. (1) ③に基づく地方公共団体が実施又は協力する事業に参画されている方の応募については、国の各省庁や地方公共団体を通じて個別に募集の案内を行っております。

